



令和4年10月31日

各 位

会 社 名 アクサホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 久岡 卓司  
(東証スタンダード市場・コード3536)  
問合せ先 取締役経営管理部長 新藤 達也  
(TEL. 078-391-4000)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年10月31日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を令和4年11月25日開催予定の第7期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。また、事業目的の追加に伴い、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は【別紙】のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	令和4年11月25日（金）
定款変更の効力発生日	令和4年11月25日（金）

以 上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することならびにこれに付帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(23) (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>(24) 前各号の業務を営む事業者を加盟店とする連鎖組織の運営および加盟店の指導育成</u></p> <p><u>(25) 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(23) (現行どおり)</p> <p><u>(24) 船舶等による運輸事業</u></p> <p><u>(25) 宿泊事業</u></p> <p><u>(26) 投資事業</u></p> <p><u>(27) リース事業</u></p> <p><u>(28) (現行どおり)</u></p> <p><u>(29) (現行どおり)</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2 本条は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>